

Cely 家書翰集の英語 と大法院標準形

— Cely 家の英語の綴字法を中心として —

大 島 巖

I はじめに

M. L. Samuels (1963)⁽¹⁾ は後世の標準的な書き言葉の有力な根源となる言語をいくつか挙げ、それらのうちの第4型に属する言語と London 市の公文書に見る言語とを明確に区別した上で、特に前者の標準語の成立に貢献した役割を高く評価する。また J. H. Fisher (1977)⁽²⁾ や M. Richardson (1980)⁽³⁾ は 15 世紀の書き言葉の標準形として、大法院が発展させ広めて行った英語が 1470 年頃までに、イギリス全土の読書能力のある一般人の日常語として採用されるようになったことを指摘する。Fisher は、さらに、Paston 家書翰集に観察される言語変化 (linguistic development) の一部をその証拠として、“It is easy to see how this official language would influence private business writing.”⁽⁴⁾ のように言う。さらに、彼は大法院標準形の一般文書に与えた影響を証明すべく、*A Book of London English* (1931)⁽⁵⁾ に収録されている文書に現われたさまざまな綴字法や語形と大法院標準形のそれらとを比較し、“First, there was no London ‘standard’ before the advent of Chancery Standard ... Second, the closer City writing got to the central administration ... the more it resembled Chancery.”⁽⁶⁾ のように結ぶ。

Fisher の “private business writing” のなかに、Cely 家書翰集も含まれよう。ところが、最近、M. L. Samuels (1981)⁽⁷⁾ は IME から eModE のテキストに見られる言語の方言系の決定に当たって、解決すべき種々の困

難な問題を提起する中で、Cely 家書翰集の英語の系譜について触れ、“... the Cely Letters may indeed be classed, at least partly, in type A. How far they also belong to types D and E must remain an open question in view of the uncertain nature of the remaining evidence”⁽⁸⁾ のような結論を導く。

Samuels のこの論文の目的は Fisher の論文のそれとは、明らかに別のものである。また前者は後者に対して、反論を企てているわけでもない。両者がお互いに関連のある内容を持っているわけでもなさそうである。しかし大法院標準形と 15 世紀の “private business writing” との具体的な係わり合いは、かねがね筆者にとって、少なからざる関心事であるところから、Samuels のこの発言は、大いに注目したいと思う。

果たして、Cely 家書翰集の英語に大法院標準形の影響が認められるのであろうか。今回は、これらの論文の一節に見られる言葉を出発点として、Cely 家書翰集と大法院標準形との係わり合いについて、調査を進めてみたい。

II Cely 家書翰集の綴字法

Cely 家書翰集の初代 Richard I の出生地については、よく知られていない。A. Hanham (1957) は “a Londoner rather than a native of Essex”⁽⁹⁾ と言うが、確実な証拠はないらしい。生涯の詳しい経歴についても、London と Calais を中心に、羊毛商を営んでいたこと以外に、2～3 の事実が分かっているだけのようである。

彼は、1474～81年に 35 通の書翰を残している。その内容は、主として、羊毛取引に関する情報や覚え書き、当時戦われていた英仏戦争の状況、商取引の困難さや息子達の怠慢を嘆くものなどいろいろあるが、Paston 家書翰集に見られるような、学識ないしは教養の豊かさが推し測り得る内容を具えた書翰は、見当たらないように思われる。

さて、Richard I の書翰に用いられている綴字法は、単一の方言系に属するものではなく、種々雑多な方言に含まれるさまざまな要素の混り合ったものであると言われている。

先ず、方言系決定の指標語の綴字法から見て行こう。1人称単数の人称代名詞主格形は、終始、大法院標準形の *I* であるが、1477～78年の draft に限り、*Y* (26回) と綴られる。3人称単数の人称代名詞中性通格形は *it*、男性属格形は initial *h-* の落ちた *ys* である。女性斜格形は *her (e)* である。*any* は、1478年、大法院標準形の *eny* (2回) が現われるが、大勢は *any* (4回) と *ony* (9回) がその勢力を分かち合って分布する。しかし1479年以後、*ony* が唯一の形となる。*much* は、1479年の *mych* (1回) の他はすべて *mech* と綴られる。*such* は *sych* が一般的である。1479年、大法院標準形の *such* (3回) も一時的ではあるが認められるものの、1480年、*sech* (1回) が生じた後、再び *sych* に戻る。*many* は *many*、*self* は *selve* である。*that* は *that* であるが、指示代名詞 *that* を先行詞として、その直後に、同じ形の関係代名詞 *that* が生ずる場合に、この関係代名詞は *at* と綴られる。*which* は1477～78年の draft に *which* (7回) のような大法院標準形が認められるが、ここ以外の書翰では、すべて *wech* と綴られる。

can は *can*、*shall* は *shall/schall/scholl*。*should* は *schold* と *schuld* がほぼ1:1。*will* は規則的に *wyll* である。*give (n)* は *zeue (n)*、*show* は終始 *schew* と綴られる。強変化動詞 *write*、*speak* の過去形の幹母音には *-a/-o-* 両綴字が自由に選択される。その分布状況は大体1:1の割合で、書翰全体にわたって *wrate/wrote*、*spake/spoke* の両綴字法による語が見い出される。弱変化動詞の過去形語尾は、大法院標準形通り、*-(e)d* のように綴られる。

but は *but*、*or* は *or*、*not* は *not*、否定の意味を表す前綴は *un-* は *ungodely*、*vnpayd* に見る如く、*vn-* と綴られる。これらは大法院標準形と同じ綴字法である。ところが *from* は *from*、*between* は *bytwene*、*at* は *atte*、*first* は *fryst (e)/frysth* のように非大法院標準形の綴字法によって綴られる。

次はいくつかの特定の音の表記法を見ていこう。Richard I の場合、疑問詞にその起源を持つ語、および、その複合語の語頭音 [w] は、規則的に *w-* によって表わされる。しかし1477～78年の draft には、*wh-* による語 (12回)⁽¹⁰⁾ も一時的に認められる。この綴字法は大法院標準形である。当時

標準形として権威があると言われていた綴字法が、どうして draft にだけ集中的に現われるのか不思議である。語頭の [ʃ] を表わす綴字法は、北方系の *sch-* が普通である。ここでもやはり、1477～78年の draft で *sh-* (16回)⁽¹¹⁾ が見られる。しかし今度は、*seppe*, *chepe* のような綴字も同時に姿を見せる。[ə] の前に生ずる摩擦音 (fricative) を表わす ME の *-d-* は、最後まで保存される⁽¹²⁾。近代的な *-th-* は draft の中で *other* に、1回だけ試みられるだけである。

短母音 [i] は *-i-* 綴字によって表わされる。しかし同時に ME 以来の *-e-* 綴字もかなり目に付く⁽¹³⁾。*-e-/i-* の選択は全く恣意的で、その分布の割合は全体的に見た場合ほぼ 1 : 2、後者が優勢である。しかし第 1 表左に示すように *-e-* 綴字の出現頻度が年と共に下降線を辿ることはない。*-e-* 綴字は根強く生き続け、最後には勢力を盛り返しさえする。鼻音の前の [a] は主として地方的な *-a-* 綴字によって

第 1 表

表わされる⁽¹⁴⁾。*-o-* 綴字も少数ながら現われる。ここでも *-a-/o-* 間の選択には規則性は見い出されない。その分布状況を第 1 表右に示す。*-a-* 綴字は *-o-* 綴字の約 10 倍、しかも後者は年々その姿を消して行く傾向す

	<i>-i-</i> / <i>-e-</i>	<i>-o-</i> / <i>-a-</i>
1474	1 : 2	1 : 2
77	1.3 : 1	1 : 9
78	1.1 : 1	1 : 6
79	1.6 : 1	0 : 16
80	1 : 1.2	1 : 9
81	2 : 3	0 : 2

ら窺われる。*give* や *again* における [g] は、大法院標準形の *-y/-ȝ-* を用いて、*ȝeue*, *ayain* のように綴られる。1478年の *again* は唯一の例外である。連綴字 (digraph) の *-ea-* はフランス借用語における [ɛ] を表わす綴字法として、Paston 家書翰集ではしばしば採用される。しかし Richard I によっては、決して使用されることはなかった。専ら *-e-* が使用され続ける⁽¹⁵⁾。

語末や [t] の前に生ずる軟口蓋摩擦音 (native palatal) を表わす *-gh-* 綴字は、まだ、十分確立されるに至っていない。*i* 組の語ですら、全体の 65% が *-gh-* によって表わされているに過ぎない。残りは *-yth (e)* か *-fte*, あるいは発音綴字 (phonetic spelling) によって表わされる。一方 *ou* 組の語には *-gh-* 綴字は一度も採用されず、すべて *-gwgt/-gwyt/-tgt*, あるいは発音綴

字が用いられる⁽¹⁶⁾。

次は冗長綴字である。*ese* や *oder* は、しばしば *hesse* や *hoder* のように綴られる⁽¹⁷⁾。語頭に *h-* (prothetic *h-*) が加えられるのは、当時、普通に見られる綴字法であったと言われる。しかしこの綴字法は非大法院標準形である。さらに語中にさえ余分の *-h-* が付加された *carthe*, *sthofe*, *thynghe* のような語も生ずる。また [f], [l], [n], [p], [s], [t] を表わす綴字が、語頭、語中、語末を問わず2度繰り返された *Apprell*, *lett*, *onny* のような語も現われる⁽¹⁸⁾。冗長綴字は1474~81年に亘って、絶え間なく観察され、その数は減少する気配を示さない。ところが長母音を表わす一つの方法であった母音字重複 (double vowels) による綴字法は全く生じないと言っても過言ではなく、僅かに1478年 *doo* (1回) を認めるだけである。

John は Robert I の兄弟で、*“a stapler and often acted as woolgatherer”*⁽¹⁹⁾ であった。彼は1480年に3通の書翰を残している。

1人称単数の人称代名詞主格形は *Y* (10回) が彼の普通の綴字法である。同じ書翰の中に、*I* (2回) も同時に見られる。3人称単数の中性通格形は *it* であるが、*hit* (1回) も現われる。男性属格形は *his*、女性斜格形は *her* と綴られる。*can* は *can*, *will* は *wull/wyll*, *shall* は *shall*。また *should* は *schulde*, *given* は *gevin*, *ask* は *axe* と地方的な綴字法が姿を現わす。しかし弱変化動詞の過去形語尾は *-(e)d* と綴られる。また *but* は *but* /*butt*, *between* は *betwyne*, *not* は *nott*, *upon* は *vppon* である。

疑問詞群の語の語頭音 [w] は *wh-* (2回) のように大法院標準形で綴られるよりは、むしろ地方的な *w-* (6回)⁽²⁰⁾ が目に付く、語頭音 [ʃ] は *sh-* が彼の基本である⁽²¹⁾。しかし *should* は *schuld* のような北方系の綴字法によって綴られる、フランス借用語における [ɛ] は *plese* のように *-e-* によって表わされる。[ə] の前位に現われる摩擦音を表わす綴字法は *firthermore* に見られるような *-th-* (2回) は例外的で、歴史的な *-d-* がその主流となっている⁽²²⁾。短母音 [i] を表わす綴字 *-e-* はここでも見られるが⁽²³⁾、全体としては *-i-* 綴字による語が約3倍多い。これに対し鼻音の前に生ずる [ɑ] はすべて *-a-* 綴字によって表わされる。語末や [t] の前の軟口蓋摩擦音は、

-gh- 綴字によって表わされる⁽²⁴⁾。

冗長綴字としては [d], [f], [l], [s], [t] の音を表わす綴字が2度繰り返される綴字法⁽²⁵⁾が若干目につく程度である。

Cely 家の2代目 Robert の書翰は、1476～80年に5通が執筆された。息子たちの性格には、“signs of a rather easy-going disposition”⁽²⁶⁾があるとされる。特に Robert は家業にあまり貢献しなかつたらしく、やがて“... he seems to have dropped out of the wool business.”⁽²⁷⁾により書翰集に姿を現わさなくなる。

人称代名詞の綴字法については、3人称単数の男性属格形が *ys* と綴られる以外、特筆すべき事項はない。ところが *any* は *any*, *much* は *moch*, *which* は *wech* のように地方的な綴字法によって綴られる。また *can* は *can*, *will* は *wyll*, *should* は *schowlde* である。*show* には *schew/schow* の二様の綴字が充てられる。さらに *but* については1477年の *butt* (1回) はむしろ例外的で、*bot (t)* が彼の普通の綴字法である。*from* には大法院標準形の *fro* が現われるかと思えば、*from* も同時に顔を出す。しかし *fro* が優勢 (2 : 1) ではある。*upon* は *apon*, *at* は *att (e)*, *not* には、*nott(e)* の他に、古い時代の *natt(e)* も現われる。

疑問詞群の語の語頭音 [w] は専ら *w*-⁽²⁸⁾。語頭の [ʃ] は *sch-* によって表わされる⁽²⁹⁾。しかし [ə] の前に生ずる摩擦音には、近代的な *-th-* が選択される。歴史的な *-d-* は *broder* (3回) に認められるだけである⁽³⁰⁾。短母音 [i] を表わす *-e-* 綴字は、ここでも盛んに採用される⁽³¹⁾。全般的に眺めた場合、*-e-/i-* の分布状況は概ね 1 : 1 である。しかし第2表に見る如く、*-e-* 綴字が *-i-* 綴字を凌駕する年もある。Robert の場合、*-e-* 綴字が選択される語は決っていて、ここへは決して *-i-* 綴字が進出しない。

ところが鼻音の前の [a] はすべて *-o-* 綴字によって表わされる⁽³²⁾。しかし *give* や *again* の [g] は *-g-*, フランス借用語の [ε] は *-e-* であ

る⁽³³⁾。また語末や [t] の前に生ずる軟口蓋摩擦音は *-gh-* 綴字によって表わ

第2表

	<i>-i-</i> / <i>-e-</i>
1476	1 : 3
77	1 : 1
78	5 : 3
80	1 : 2

されることもある⁽³⁴⁾。

冗長綴字は多数が観察される。語頭や語中には *-h-* が余分に加えられる。*[f]*, *[l]*, *[p]*, *[t]*, *[s]* を表わす綴字は2回重複して綴られる。長母音を表わす母音字重複綴字法もしばしば見受けられる⁽³⁵⁾。

Richard II は Cely 家のなかで、はっきりしないまでも、多少なりとも教育を受けた⁽³⁶⁾。また北方に住む知人を訪ねて旅行もしている。Cely 家の中心となって家業に精を出し、この間1476~87年に49通の書翰と1通の書翰の PS を残している。

1人称単数の人称代名詞主格形は、1482年の *Y* (1回) を除いて、すべて *I* と綴られる。3人称単数の人称代名詞中性通格形は1476年の最初の書翰では、*it* と綴られる。しかし1478年から *hit* が現われ、1479年以降、完全に *it* が駆逐される。歴史の進む方向とは反対の動きである。女性斜格形は *hyr/her/har* のように3通りに綴られる。*hyr/her* の分布の割合は、概ね1:1である。*hyr* は1481年以降優勢となる。同時に *har* (8回) も現われ、次第にその数を増す。*any* は1478年の大法院標準形 *eny* (1回) を除けば、ほとんど *any* と綴られる。しかし *ony* (5回) も、1479年以後、散見される。*much* は *mych* の他に、大法院標準形の *much* (1回) が1480年に試みられる。*many* は *many* と綴られる。*such* は、最初、*sych* と *sech* が勢力を分け合うが、1481年からは *sych* のみとなる。*one* は大法院標準形の *on* の他に、*one* も同数を認めることができる。*which* には *qu(h)ech* /*qw(h)ych* のように北方系の綴字法が採用される。*self* は *selfe/sellfe/selve* である。*that* は全体の90%程度が *that*、残りは北方系の *at* と綴られる。Richard II の場合、後者の綴字法による *that* には、Richard I の場合とは異なり、あらゆる用途の語が含まれる。

can は *can* と綴られるが、1480年以後、*con* も生じ全体の33%を占めるようになる。1482年には北方系の *kan* (1回) も加わる。*will* は *wyll* が主流であるが、1481年からは *woll* (2回) や、冗長綴字法による *whyll* (7回) も仲間入りをする。*shall* は *schawll* であるが、1480~81年には *schall* (4回)/*schull* (1回) も姿を現わす。*should* は *schuld* の他に、1478

年以後 *schould* (3回) も登場する。*show* は1479～81年の一時的な *schow* (3回) 以外は、*schew* である。*ask* は *ask* と綴られるのに対し、*give* (n) には *geue/geuyn/gewhe*, また *saw* には *saw (e)/sau (e)/sawhe* など多彩な綴字法が現われる。強変化動詞 *write*, *speak* の過去形の幹母音は主として *-a-* 綴字によって表記される。*-o-* 綴字は1480～81年に3回試みられるが、83年には、再び、*-a-* 綴字に戻る。弱変化動詞の過去形語尾は、大体 *-(e)d* と綴られるが、北方系の綴字 *-t* も毎年5～6回は現われる。

but は1479年の *but* (1回) を除き、*byt* と綴られる。*between* は *betwen (e)*, *from* は *from*, *upon* は *apon* の如く地方的な綴字法による。*not* は *not* が普通の綴字として採用されるが、1479～81年 *not (e)* (3回), 78～82年 *nat* (4回) のように綴られた語もある。*or* は *or* の他に、1480年 *ar* (2回)。*first* は *fryste*, 稀に *furste* (1480年: 1回)。否定の意味を表わす前綴 *un-* は *onmarkyd*, *onstofyd*, *ondon* などに見る如く、東中部～南部系の *on-* によって綴られる。

疑問詞起源の語、およびその複合語の語頭に見る [w] は *qw-/qwh-/w-* のような北方系の綴字法と、*wh-* のような大法院標準形の綴字法とによって表わされる。最初、両綴字法の分布は1:1の割合であったが、1479年には、北方系の綴字法が2.3:1, 1480年には4.3:1のように、大法院標準形の綴字法を凌ぐようになる。ところが、1481年、再びその勢力は伯仲し、以後、大法院標準形の *wh-* 綴字が Richard II の普通の綴字法となる⁽³⁷⁾。語頭の [ʃ] は *sch-* によって表わされる⁽³⁸⁾。[ə] の前に生ずる摩擦音は、近代的な *-th-* 綴字が歴史的な *-d-* の10倍以上に達する⁽³⁹⁾。*-d-* 綴字は、1480年以後、極く稀にしか現われなくなる。フランス借用語の [ɛ] には *-e-* 綴字が充てられる。Richard II はこの綴字法を本来語にまで拡張適用し、*eat* を *ett*, *stead* を *sted* のように綴る⁽⁴⁰⁾。

短母音 [i] は圧倒的に *-i-* 綴字によって表わされる。それでも *-e-* 綴字の使用される語は Cely 家のなかで最も多岐に亙る⁽⁴¹⁾。また、第3表に示す如く、この綴字法は根強い抵抗を示し、年代が下るにつれて、その勢力を盛り返す傾向すら見せる。鼻音の前の [a] には大法院標準形の *-o-* 綴字が好まれる。第3表右に示すように、ここでは *-a-* が年と共に急激にその数

を減ずる⁽⁴²⁾。語末や [t] の前に生ずる軟口蓋摩擦音を表わす *-gh-* 綴字は確立されるには程遠い。*-gh-* 綴字は *i* 組では *right* に、また *ou* 組の語では、1487 年の最後の書翰に至り、初めて *bought* (1 回) に見られるだけである。これらの語以外においては、*i* 組の語の場合、*-yt/-hyt/-thet* か、発音綴字法による表記法が、また *ou* 組の語の場合、*-vt/-wt (e)/-wyt/-whyt/-hut*、または発音綴字法による表記がなされている⁽⁴³⁾。

第 3 表

	<i>-i-</i> / <i>-e-</i>	<i>-a-</i> / <i>-o-</i>
1476	11 : 1	0 : 1
78	9.4 : 1	1 : 1
79	7 : 1	1 : 2
80	9.3 : 1	1 : 5
81	8 : 1	1 : 3.5
82	8.5 : 1	1 : 12
87	5 : 1	0 : 2

冗長綴字は Cely 家の中で最も頻繁に、かつ多くの語に生ずる。本来不必要である *h-* が語頭はもちろん、語中にまで加えられる⁽⁴⁴⁾。また必要であるはずの *h-* 綴字が脱落する⁽⁴⁵⁾。さらに、ほとんどあらゆる [w] の直後に *-h-* が付加され、*way* は *whay*、*wyfe* は *whyfe* のように綴られる⁽⁴⁶⁾。この種の綴字法は、年代が下るにつれて増加する。

また [d], [f], [l], [r], [s], [t] を表わす綴字⁽⁴⁷⁾は、これらが語中のいかなる位置に生じようとも、2 度繰り返される。特に [t], [l] の場合に、この現象が著しい。この種の綴字法も年々増加の傾向を辿る。さらに長母音を表わす場合、同じ母音字を 2 度繰り返す母音字重複綴字法も盛んに採用される⁽⁴⁸⁾。

George は、最初、徒弟として Calais に滞在した⁽⁴⁹⁾。George の書翰は 1476～87 年に 15 通を数える。また同じ時期に 13 通の書翰の PS をも執筆している。

1 人称単数の人称代名詞主格形は、*Y* と *I* が対立分布する。初期の頃は *I* が極めて優勢である。しかし 1478～80 年における両綴字の分布の割合は概ね 1 : 1。1481 年以後は、年によって *Y* か *I* のいずれか一方が専ら選ばれると言う奇妙な現象が生ずる。3 人称単数の中性通格形は *it* が普通で、*hit* は極く稀れ (2 回) である。男性属格形は *hys* と綴られ、*ys* (2 回)

は、ほとんど現われない。*any* は *any*, *many* は *many*, *much* は *moch*, *self* は *selffe*, *such* は *soch/soich/souch* の3様の綴字法によって綴られる。*one* には、大法院標準形の *on* が見い出されるかと思えば、*one* も略同数が現われる。*which* は *wech* であるが、1479年大法院標準形の *which* (1回) も見られる。*that* は *that* と綴られるが、先行詞 *that* の直後に生ずる関係代名詞 *that* は、1480年以後、決まって *at* のように綴られる。

can は *con* が主流である。1478～80年 *can* も一時的ではあるが、姿を見せる。*should* は *showld (e)*, *will* は *wyll/whyll/woll/wholl* がほぼ同数ずつ数えられる。*show* も、また、*shew* と *show* が半々である。*saw* は *saw (e)* であるのに対し、*ask* は *axe*, *give* は *gewe* のように、地方的な綴字法が姿を見せる。

強変化動詞 *write*, *speak* の過去形の幹母音を表わす *-o-/-a-* の勢力分野は、伯仲している。弱変化動詞の過去形語尾は、*-(e)d* のように綴られるが、北方系の *-t* (3回) も、1480年以後、少数ではあるが認められる。

but は *but*, *from* は *fro*, 否定を意味する *un-* は *vnpayd*, *vnkyndnesse* のように *vn-* と綴られる。これらは大法院標準形の綴字法である。しかし *between* は、当初、*betwix* であったが、1480年以後 *betwene* に変わる。*upon* も、最初 *vppon*, 1481年以後 *apon*。*not* も、また同様に、1476年の *not* (1回) の後は、すべて *nott* になる。これらは標準化とは反対の方向へ向かう動きである。*or* は *or* と *ar* が 1 : 1。*first* には *forst* のような綴字が充てられる。

疑問詞にその起源を持つ語、およびその複合語の語頭音 [w] を表わす綴字はすべて *wh-* である⁽⁵⁰⁾。語頭の [ʃ] は *sh-* が普通の綴字法であるが、1480年以降散発的に、*sch-* も現われる⁽⁵¹⁾。[ə] の後の摩擦音を表わす綴字は歴史的な *-d-* が優勢である⁽⁵²⁾。近代的な *-th-* 綴字は、全体の約 20% を数え、1478年以前に主として現われる。第4表左に示すように、1479年以降、歴史的な *-d-* 綴字が好んで選択される。*give* や *again* の [g] を表わす綴字は *-g-* と *-ȝ-* が大体 3 : 2、*-ȝ-* 綴字は1480年に集中的に現われ、その前後は *-g-* 綴字のみが認められる。フランス借用語の [ɛ] は *-e-* 綴字によって表記される⁽⁵³⁾。短母音 [i] は第4表右に示す如く、かなりが *-e-* 綴

字によって表わされる⁽⁵⁴⁾。-e- 綴字の -i- 綴字に対する割合は、1481 年以後少なくなる傾向が読み取られる。しかし -e- 綴字は最後まで根強く生き続ける。鼻音の前に生ずる [a] は、1480 年の *hand* (1 回) に見られる -a- 綴字を除き、*hond*, *lond*, *stond* のように -o- 綴字によって表わされる。語末または [t] の前に生

第 4 表

	-th- / -d-	-i- / -e-
1476	4 : 1	7 : 1
78	3 : 1	2.5 : 1
79	7 : 0	3.7 : 1
80	24 : 0	3 : 1
81	5 : 0	1.4 : 1
82	4 : 1	3.8 : 1
84	—	5 : 0
87	—	5 : 1

ずる軟口蓋摩擦音は *i* 組の語については、-gh- 綴字が確立している。*ou* 組の語については、*bought* と *brought* の 2 語に -gh- 綴字が認められるだけで、他の語は、-wt か 発音綴字法によって表わされる⁽⁵⁵⁾。また 1478 年以後、本来、軟口蓋摩擦音には無関係であった語にまで、-gh- 綴字を拡張適用し、*anbought* (= *about*), *howght* (= *out*), *ought*, *wayght*, *whyght*, *wryght* の如き綴り方をした語が目につく。もちろん非大法院標準形の綴字法である。

冗長綴字は George の書翰にも多い。語頭に現われる余分の *h-* や、ほとんどあらゆる [w] を表わす -w- 綴字と共に生ずる -h- 綴字は枚挙に暇がない⁽⁵⁶⁾。また [f], [g], [k], [l], [n], [p], [r], [s], [t] を表わす綴字が 2 度繰り返されるのは、他の Cely 家の者と同様である⁽⁵⁷⁾。しかし長母音を表わすための母音字重複綴字法は、1480 年代になってからの *soo* (3 回) を除いて、全く認められない。

George の妻 Margery は、1484 年に僅か 1 通の書翰を残すのみである。また Cely 家の中であって、唯一人の女性の書翰執筆者である。Hanham によると “Margery’s letter is apparently holograph.”⁽⁵⁸⁾ であるところから、Paston 家書翰集における女性の書翰とは異なり、15 世紀における一般の女性の英語の一断面を示すものとして、興味深い。

1 人称単数の人称代名詞主格形は *I* と綴られる。3 人称単数の中性通格形は *it*, 男性属格形は *hys/his* である。女性斜格形は *her* と *hyr* が、その勢力分野をほぼ均等に分け合う。*that* には *that* が唯一の綴字法であるが、

which には北方系の *wych* が認められる。*can* は *can*, *should* は *schold* である。*at* は *at*, *not* は *not*, *but* は *but*, *or* は *or* と綴られるのに対し, *from* は *from* が充てられる。

疑問詞群の語の語頭音 [w] は *wh*-綴字よりも *w*-綴字が好まれる⁽⁵⁹⁾。語頭の [ʃ] は一貫して *sch*- (*schall*, *schold* など) で表わされる。[g] は *agayn* に見る如く *-g*-綴字が, [ə] の前に生ずる摩擦音には, 歴史的な *-d*-綴字 (*anoder*, *oder* など) が, また, フランス借用語の中の [ɛ] は *-e*-綴字 (*plesure*, *sesen* など) がそれぞれ専ら採用される。語末や [t] の前に生ずる摩擦音は, *right* に見るように *-gh*-綴字によって表わされる。彼女の場合, *ou* 組の語は現われない。短母音 [i] は *-e*-綴字⁽⁶⁰⁾と *-i*-綴字の両方によって表わされる。ここでも両綴字の分布はほぼ 1 : 1 となっている。冗長綴字としては, [l], [p], [s], [t] を表わす綴字が 2 度繰り返される⁽⁶¹⁾ のが目につく。

III Cely 家の綴字法と大法院標準形

Cely 家書翰集に見られる大法院標準形の綴字法は “a model worthy of imitation”⁽⁶²⁾ として, 彼らの英語に取り入れられたものであろうか。それとも Cely 家の英語の属する方言系——それが辿り得たとして——の中に本来的に存在していた綴字法との間の偶然の一致によるものであろうか。

大法院標準形の成立とイギリス全土への伝播の経緯について, Fisher は次のように述べる。 “...we may see the modern written standard emerging from conventions established by the clerks in Chancery between 1420 and about 1440, and spread by professional scribes throughout England by 1460.”⁽⁶³⁾ さらに “In the absence of any other national model for writing in the vernacular, and in view of the enormous prestige and ubiquitous presence of Chancery writing, ... Chancery set the fashion for business and private correspondence.”⁽⁶⁴⁾

Cely 家書翰集は 1472 ~ 88 年に執筆された。丁度, 大法院標準形がイギリス中の読書能力のある中産階級の標準的な綴字法としての地位を確立し

た時期と一致する。Cely 家書翰集は、すべて執筆者自身の手によって書かれたものである。その英語について、“He was himself a careless and inelegant writer, and his meaning is not always clear.”⁽⁶⁵⁾ とか “The Celys... were far from writing a highly standardized English.”⁽⁶⁶⁾ またあるいは、“Individuals among the younger members of the family can be observed to normalize certain habits in accordance with what was probably felt to be standard usage in London or Calais.”⁽⁶⁷⁾ など、それらの中にはあまり馨しくない評もあるが、当時これだけの文章が書け、なおかつ、フランス語で書かれた書翰も散見されるところから、Cely 家の読書能力はかなりあったと考えられよう。しかし Cely 家の教育程度は、十分わかっていない。ただ Richard II は他の Cely たちと異なり、Richard Andrew のもとで教育を受けたことが知られているだけである。Hanham によれば、“Andrew was made Dean of Newarke College, Leicester, in 1450 and became Dean of York in 1452, but he was such a devoted pluralist that it is difficult to say where he commonly resided after he ceased to be king’s secretary in 1455.”⁽⁶⁸⁾ Richard I は、当時としては、相当な人から個人教育を受けたことが認められる。しかし、全体として、Cely 家は “less sophisticated but in a sense more modern than the Pastons”⁽⁶⁹⁾ と言われ、“the Celys and their friends were ... City men ..., whose interests were predominantly in city affairs and in their business.”⁽⁷⁰⁾ と言うことであった。Cely 家書翰集には、当時の諺、名文句や古典からの気の利いた引用など、教養の程度を示す文章は見られない。しかし時事問題や社会の動きには敏感であった。Paston 家とは興味の対象を異にするだけであった。従って、Richardson や Fisher の言うように、当然、大法院標準形を受け入れる能力は具わっていたはずである。

Cely 家の英語に現われる綴字法を調査した結果の詳細はすでに示した。部分的ではあるが、大法院標準形は確かに認められる。しかしその分布状況や動向は個人によって大きく異なっている。綴字法に一定の法則性を見出すのは困難のようである。Fisher の “Spelling was less regular...”⁽⁷¹⁾ はここにも当て嵌まるのであろうか。

では、大法官自らが執筆した私信の綴字法はどうであったか。Cely 家書翰集には、はっきりと大法官であること分かる者からの書翰は見当たらない。そこで Paston 家へ寄せられた数通の大法官からの書翰の中から、1456年に執筆された Thomas Bouchier の No.562（専門の書記官による代筆か）を調べることによって、その代用をしよう。一見して分かることは、その綴字法には、さすが大法院標準形が使われている。それでも、*any, enform, vppon, wul* のような綴り方をした語、さらには若干の冗長綴字法や母音字重複綴字法によって綴られた語も散見される。Richardson は “Chancery Standard was developed independent of the linguistic peculiarities of individual chancellors.”⁽⁷²⁾ のように、大法官自身、私信を認める場合には、必ずしも大法院標準形に従わなかったことを示唆する。

大法官によって使われている書記官ですらこのような状態である。まして専門の書記でない者の私信における綴字法が不規則の様相を呈していたとしても、何の不思議もあるまい。むしろ Cely たちの綴字法と大法官のそれとを比較すること自体、かえって不合理と言うものであろう。だがそれにしても、Cely 家の綴字法は実にさまざまである。大法院標準形が現われたとしても、それはまばらである。一時的である。さらに標準化へ向かうと期待される歴史的な流れとは、逆の動きすら見られる場合もある。

Samuels は Cely 家のこのような多彩な綴字法の方言的系譜を求めて、次のように言う。“... the Cely Letters may indeed be classed, at least partly, in type A. How far they also belong to types D and E must remain an open question ...”⁽⁷³⁾ Cely 家の英語は B 型や C 型には属さないらしい。Cely たちの生まれ育った地方の言葉—— East Anglian 方言と言われる——と London 市を中心に、その近郊の言葉—— London 市における実業家たちの階級方言——の綴字法を基盤として、それに加えて、若い頃に受けた教育や、その後の経験からの影響の結果、身につけた綴字法の組織が、地方的に見て一貫しない筆者を生み出したのであろう。大法院標準形は、彼らにとって、“a model worthy of imitation” であるより、むしろ、単なる “a dialect” に過ぎなかったのかも知れない。

一方、大法院標準形は、“a variant of London English”⁽⁷⁴⁾として、“the written ‘official’ language of the Londoners”⁽⁷⁵⁾を模倣することによって生まれた。やがて、さまざまの地方出身の書記官による公文書の筆写の過程を経て、一つの階級方言として完成されたとされる。“... Chancery written English had ceased to be a representation of any spoken dialect ...”⁽⁷⁶⁾ではあるが、その言語的特徴は、“... the preferred Chancery forms are representative of various dialects,”⁽⁷⁷⁾のように説明される。それ故 Cely 家の綴字法の一部と、大法院標準形のそれとの間に、全く偶然による一致が生じていたとしても不思議ではあるまい。

同様な事実は、Paston 家書翰集の英語にも見られる。特に John Paston II の言語の辿った変化は、この問題を考える上で、一つの指針となるように思われる。John II は生涯を宮廷人として送った、86 通の自筆の書翰が 44 年間に亘って、書き残されている。その綴字法に見られる *-e-* 綴字、*-a-* 綴字、*-g-* 綴字、*w-/wh-* 綴字、冗長綴字、母音字重複綴字などは非大法院標準形である。*any*, *mich/moch*, *atween/between* なども地方的な綴字法によって綴られたものである。その上、標準化への動きは活発ではない。晩年の *axe*, *shold*, *from*, などは標準化とは反対の方向への変化の結果生じた綴字法によるものである。John II は公文書を書いたわけではない。私信を書いたに過ぎない。完全な大法院標準形は必要としなかったのではないだろうか。だが宮廷人として地方言の使用はためらったであろう。John II にとって、大法院標準形もさることながら、もっと重要であったのは、宮廷の言葉であったと思われる。John II の綴字法に、多くの非大法院標準形が見い出されるのは、宮仕え以後、“a model worthy of imitation”としての、宮廷の言葉を習い続け、その使用に慣れていたからではなかろうか。法律家として大成した John III の英語に比較して、非大法院標準形が多く、言語変化が緩慢であるのは、この辺の事情を物語るように思われる。

Cely 家の綴字法には、John Paston II の場合以上に、大法院標準形は目に付きにくい。Cely 家の言語変化を考える際、残された書翰の数と執筆された期間を考慮に入れなければならないだろう。それにしても、大法院標準形は一時的、かつ散発的にしか認められない。さらに標準化への動きは、

ほとんど見当たらない。

一つの考え方として、John Paston IIにとって、宮廷の英語が強い背景として存在したように、Cely 家には London 市における実業家の英語が、強力な基盤として、彼らの言語生活を支えていたのではないだろうか。その英語は明らかに大法院標準形とは異なる。しかし大法院標準形との間に少なからざる類似性があったはずである。大法院標準形や宮廷の英語が London 市における一方の階級方言であるとすれば、実業家の英語も、また別の有力な階級方言としての地位を保っていたことであろう。実業家である Cely たちは、日常の商取引きにおいて、大法院標準形に頼らなくても、「彼らの英語」を使えば十分に用は足りたし、肩身の狭い思いをすることもなかったであろう。

大法院標準形は *A Book of London English* に見る如く、標準的言語として、Cely たちの身の廻りに押し寄せて来ていたであろう⁽⁷⁸⁾。Cely たちもこの言語を知っていたであろう。しかし彼らは、John Paston II と同様、専門の書記ではなかった。公文書を書いたわけでもなかった。商売上の情報交換や、私的な通信文のやりとりを行ったに過ぎなかった。

Cely 家書翰集の中に見られる大法院標準形はもともと「彼らの英語」の綴字法の一つであって、偶然、形が大法院標準形に似ていたのかも知れない。しかしここまで言い切らないにしても、Cely たちにとって、大法院標準形は一つの“dialect”としての価値しか、持っていなかったのではないか。仮りに大法院標準形の影響があったとしても、それは彼らの身の廻りの一つの言葉として、一時的な影響を齎したに過ぎなかったのではないだろうか。Relihan は、Stoner 家書翰集の英語への大法院標準形の影響を認めながらも、“Long after Chancery standard language was reasonably well established in official communications and Parliamentary documents — that is, after the middle of the fifteenth century — private individuals and their secretaries were writing a quite different language. Variants in orthography, morphology, or accident persist even in the latest letters of these two major classifications after 1480.”⁽⁷⁹⁾ のように付け加える。彼女のこの言葉は Cely 家の綴字法につい

ても、十分当て嵌まり得るように思われる。1480年頃、大法院標準形は、未だ Cely 家の人々の言葉から遠く離れた存在でしかなかった。それは、やはり、“a language of law in England,”⁽⁸⁰⁾ の域を出ていなかったようでもある。

IV おわりに

ある個人の言語の標準化は、執筆年代順に並べられた文書の中から、地方言が標準的言語によって、順次置き換えられて行く過程から容易に観察される。ところが Cely 家書翰集の綴字法の調査結果は、事態がそれほど単純ではないことを暗示する。

Cely 家の綴字法は実に様々である。大法院標準形は、部分的ではあるが、確かに認められる。その分布や標準化への動きは千差万別である。ここにはいかなる法則性も見られない。一方、大法院標準形は、各種の方言の混淆した言語体系として完成された。Cely 家書翰集の中の「大法院標準形」は、あるいは、偶然の一致によって、大法院標準形と同じ綴字法を現わしているのかも知れない。

標準化へ至る言語変化は、一朝一夕にして達成されるものではない。Cely 家の言語変化を考えるに当たって、残された書翰の数は少ない、執筆された期間もあまりにも短い。大法院標準形の影響を受けつつあったとしても、その事実をはっきり数量化しにくい面も、確かに存在しよう。

John Paston II にとって、宮廷の英語がその基盤にあったように、Cely 家には、London 市とその周辺の地域で行われていた実業家の英語——City English か——がより身近な存在であった。それは Cely たちにとって「権威」ある「標準的な規範として」の言語であっただろう。この言葉を使って商取り引きをして、何らの不都合も生じなかったにちがいない。尤も、Cely たちの書翰には、かなりの地方的な言葉も見い出されるけれども。

John II と同様、Cely たちも、また、法律家ではなかった。専門の書記でもなかった。裁判所の法律文を書いたり、中央官庁へ提出する公文書を綴ったりしたわけでもない。一商人として取引き上の情報交換や、世の中

の動きについての感想を認めた私信を残しているに過ぎない。大法院標準形を使用しなければ、文書が無効になるわけでもなかったであろう。

A Book of London English に見られる言語変化によって、証明されるように、大法院標準形は、「標準的な書き言葉の規範」として、Cely 家の廻りにも広まって来ていた。だが、これまでに種々の方言に接して来た Cely 家にとって、大法院標準形も「一つの方言」に過ぎなかったのであろう。仮りに、その影響を受けていたとしても、書翰集を見る限り、その程度の影響でしかなかったようである。法律家の中の標準的な言語として発展したと言われる大法院標準形は、1480 年頃の Cely 家の人々には、未だ、縁の遠い言葉であつたらしい。

(注)

- (1) M. L. Samuels: "Some Applications of Middle English Dialectology", *English Studies*, 44, (1963), pp. 81~94.
- (2) J. H. Fisher: "Chancery and the Emergence of Standard Written English in the Fifteenth Century", *Speculum*, (1977), pp. 870~899.
- (3) M. Richardson: "Henry V, the English Chancery, and Chancery English", *Speculum*, (1980), pp. 726~750.
- (4) Fisher: (1977), p. 895.
- (5) R. W. Chambers and Marjorie Daunt (eds.): *A Book of London English, 1384~1425*, Oxford at the Clarendon Press, (1931).
- (6) Fisher: (1977), pp. 897~898.
- (7) M. L. Samuels: "Spelling and Dialect in the Late and Post-Middle English Periods," *So Meny People Longages and Tonges*, *Philological Essays in Scots and Medieval English Presented to Angus McIntosh* edited by Michael Benskin and M. L. Samuels, (1981), pp. 43~54.
- (8) Samuels: (1981), p. 51.
- (9) A. Hanham: "The Text of the Cely Letters", *Medium Aevum*, XXVI, (1957), p. 187.
- (10) [w- 綴字] *wan, wat, weche, weder, werefor, wereof*. [wh- 綴字] *wherfor, wherof, which, who* など。
- (11) [sh- 綴字] *sharp, she, ship, show, shyt*. [sch- 綴字] *scharp, sche, schep, schew, schort (ly), schyld* など。

- (12) *anoder, broder, gader, hoder, moder, neder, rader, toder, weder* など。
- (13) *Apperell, be, beseness, brenar, concleseon, consell, dewk, enform, entent, fend, geue, medell, meue, ordenance, preue (ly), rede, rese, schep, seke (nes), sengyll, wech, wettnes, wret (en)* など。
- (14) [-*a*- 綴字] *hand, stand, vndyrstand* など。
[-*o*- 綴字] *lond, stond, vndyrstond* など。
- (15) *beseche, delle, (h) esse, mene, mete, pesse, plese* など。
- (16) [*i* 組] *allmyghty, frayght, myght, nyght, ryght; frayth, frayfte, mythe, mygth, waythe, wey, weythe* など。 [*ou* 組] *boywgt, bogwyt, notgh, thowe* など。
- (17) *hesse, hoder, hony, hother, hover, hower* など。
- (18) *atte, wittnes; off (=of) ; allso, allwey, Apperell, aspeschall, batell, consell, hellpe, lyttyll, medell, nobyll, sadell, scholld, sengyll, woll (=wool) ; lett, hatth; oppe, seppe; onny* など。
- (19) A. Hanham (ed.) ; *The Cely Letters, 1472~1488*, EETS. 273, Oxford, (1975), p. xi.
- (20) [*w*- 綴字] *wiche*。 [*wh*- 綴字] *what, wherfor* など。
- (21) [*sh*- 綴字] *she, ship, short* など。 [*s*- 綴字] *sull*。 [*sch*- 綴字] *schuld*。
- (22) *brodur, fader, todir* など。
- (23) *be, besinesse, cosen, encrece, geuin, wete, wrete* など。
- (24) [*i* 組] *Allmyghty, myght, ryght* など。 *ou* 組の語は現われない。
- (25) *godd, gudd; off (=of), wurshipffull; wasse, promysse; att, butt, grett, ytt, nott, yett* など。
- (26) A. Hanham: (1975), p. xiii.
- (27) *Ibid.*
- (28) *wat, wech (e), wen, werefor, werof, wether*, などのほかに *hoo* (1480年: 1回)。
- (29) *scharp (ly), schep (e), scherewd, schew, schow* などのほかに *cheppyng* (1478年: 1回)。
- (30) 残りは近代的な *-th*- 綴字により, *brother, farther, father, mother, wether* など。
- (31) *Aprrell, geue, schepe, seke, sen, weche, wett (nes), wrett* など。
- (32) *hond, lond, stond, ondyrstond* など。
- (33) *delle, deshesse, please, plesse* など。
- (34) [*i* 組] *right; allmyty* など。 *ou* 組の語は生じない。
- (35) [語頭の *h*-] *hafter, ham, honderstond, hore, howe, howre, howtt* など。 [語中

の *-h-*) *thake*. 反対に *-h-* の脱落したものとして, *ys*, *tys* など。

[子音字重複綴字法による語] *att*, *bott*, *butt*, *contentte*, *departt*, *dessaruytte*, *dewtt*, *grett* (*ly*), *herttelly*, *howtt*, *natte*, *notte*, *platte*, *reuerentt*, *sett*, *wett* (*ness*), *wrett*, *zette*, *yett*; *beffore*, *ffather*, *ffell* (*man*), *fferme*, *fferthermore*, *ffeste*, *ffor*, *ffrom*, *infforum*, *worschepffull*; *daylly*, *delle*, *hellthe*, *lletter*, *ppellys*, *seelle*, *wolld*; *allsso*, *desshesse*, *plassementte*, *ressayue*; *bedde* など。

[母音字重複綴字法による語] *doo*, *goo*, *hee*, *hoo*, *seelle*, *soo*, *zee* など。

- (36) A. Hanham: (1975), pp. xiv ~ xv.
- (37) [*w-* 綴字] *wat*, *wen*. [*qw-* 綴字] *quat*, *qweche*, *qwedyr*, *qwen*, *qwerfor*, *qwerof*, *qweych* (*e*), *qwych* (*e*). [*qwh-* 綴字] *qwheras*, *qwherby*, *qwherefor*, *qwherin*, *qwherof*, *qwhether*, *qwehyr*. [*wh-* 綴字] *wha*, *whane*, *whar*, *what*, *when*, *wher*, *wherby*, *wherefor*, *wherin*, *whether*, *whyll*, *whyn* などのほか *ho*, *hos*.
- (38) [*sch-* 綴字] *schame*, *schank*, *sche*, *schep*, *scheryf*, *schew*, *schyld*, *schyp*. などのほか *she* (1481年: 1回), *scorttly* (1479年: 1回)。
- (39) [*-th-* 綴字] *another*, *brother*, *father*, *godfather*, (*h*) *other*, *hyther*, *mother*, *nether*, *rather*, *theyther*, *tother*, *whethyr* など。 [*-d-* 綴字] *fordermo*, *godfader*, *hyd* (*d*) *yr*, *modyr*, *qwedyr*, *togyd* (*d*) *yr*, *wheddyr* など。
- (40) *dyssesse*, *es*, *hesse*, *mene*, *menys*, *plese*, *resonably*; *dell*, *Ester*, *ett*, *leste*, *mett*, *whete* など。
- (41) *Aprell*, *be*, *bery*, *besynes*, *consell*, *contenew*, *ded*, *dewk*, *dreuen*, *enform*, *enquere*, *hefe*, *geue* (*n*), *medell*, *ordenance*, *preson*, *seck*, *trenyte*, *wet*, *wret* (*ten*) など。
- (42) [*-a-* 綴字] *hand*, *land*, *stand* とその複合語。 [*-o-* 綴字] *lond*, *stond* とその複合語。
- (43) [*i* 組] *right*; *myhyt*, *mythet*, *syhyt*; *frayte*, *hyly*, *myte*, *neyte* など。 [*ou* 組] *bowght*; *bohut*, *bohyt*, *bowyt*, *browhut*, *bro* (*w*) *hyt*, *browyt*; *bout*, *bowte*, *browt*, *dowter*, *kow*, *thoro* (*w*), *ynow* (*e*) など。
- (44) [語頭の *-h-*] *hawlle*, *heffe*, *hett*, *heuery*, *heuyr*, *hoder*, *hother*, *hofte* (*n*), *honny*, *hordenans*, *houer*, *hout*, *how*, *hout*, *hus*, *howlde*, *hunder* など。 [語中の *-h-*] *abhowt*, *abowht*, *gehyt*, *grehyt*, *mehyt*, *zehyt* など。
- (45) *oneste*, *otys*, *ys*; *tat*, *tay*, *tys*; *wyt* など。
- (46) 実例が多過ぎるため一部を挙げるに留める。 *whay*, *whar*, *whe*, *whedow*, *wheke*, *whent*, *wher*, *whyfe*, *wholde*, *whyne*, *whyll*, *whoman*, *whord*, *whrong*; *powher*, *sarwhant*, *swherd* など。

- (47) 実例は枚挙に暇がない。極く一部を挙げるに留める。 *bott, conttre, gett, grett, hytt, lett, marchantt, nextt, partt, pottell, wantt, wott; barell, candyll, hooll, holld, lletter, nobyll, payabull, sadyll, sowll, trobull, whell, wouldd; ffor, gyfft, off (=of), saffe; acorddyng, godd, hardest, myddyll; hasse, hesse, horsse, whyssse, wosse* など。
- (48) *goo (n), hooll, hoom, loord, soor, soort, uus, whoord, wooll* など。
- (49) A. Hanham: (1975), p. xiv.
- (50) *whan, what, wech (e), whedyr, when, wher, wherby, wherfor, wherof, wherto, who, whych (e)* など。
- (51) [sh- 綴字] *shepp, shortt (ly), show, shyft, shyp*. [sch- 綴字] *schyp* など。
- (52) [-d- 綴字] *annodyr, brodyr, ffadyr, fordyrmo, hodyr (wisse), nedyr, todyr, togedyr, whedyr*. [-th- 綴字] *brother, ffather* など。
- (53) *dessesse, mene, pesse, plese* など。
- (54) *be, besynesse, breng (ar), concluwde, consell, ded, dener, entent, geue, medell, schep, swefft, wret (ten)* など。
- (55) [i 組] *ffrayght, myghy, ryght, syght* などのほか *wayghgh*. [ou 組] *bought, brought; bowt, browt, dowter, thorow, ynow (e)* など。
- (56) [語頭の h-] *heuyr, hoder, hon (e), hother, hought, howlde, howyr* など。[-w- と共起の -h-] *whar, whas, whay, whayt, whe, welcome, whell, went, wher, whisse, wholl, whorde, whone, whorlld, whorship, whill, whinter, whysdom* などのほか *whome (=home)*。また *anward, away* など。
- (57) 実例は枚挙に暇がない。極く一部を挙げるに留める。 *also, bowlld, delle, ffell, howlld, lyttell, medyll, obylygacyon, payabull, rayall, sayll, sold, totall, whell, wholl; conffortt, datte, grett, grott, ytt, latt, nott, partt, remytt, sett, sortt, wrett, wratt, wrytt; affore, afftyr, ffather, ffayr, ffayth, ffew, ffor, ffront, ffrend, ffrom, ffynd; halffe, herffore, yff, lyff, off, proffett, saffe, selffe, swefft; appon, hoppe, vppon; auysse, cossyn, hosst, kasse, pensse, rejoyss, sshall; annodyr, toggyddy; sakke, plakk* など。
- (58) A. Hanham: (1975), p. 291.
- (59) *what; wo, wyche* など。
- (60) *be, besenes, desser, sen, ser, well (=will)* など。
- (61) *howssband, keppying, latt, stapell, sympyll, wellfar, worchupfull, wette, wott* など。
- (62) N. Davis: "The Language of the Pastons", *Sir Israel Gollancz Memorial Lecture*, British Academy, (1954), p. 130.

- (63) Fisher: (1977), p.896.
- (64) Fisher: (1977), p. 891.
- (65) Hanham: (1975), p. xiii.
- (66) Hanham: (1975), p. xxiii.
- (67) *Ibid.*
- (68) Hanham: (1975), p. xv.
- (69) Hanham: (1975), p. i.
- (70) *Ibid.*
- (71) Fisher: (1977), p. 884.
- (72) Richardson: (1980), p. 736.
- (73) Samuels: (1981), p. 51.
- (74) Richardson: (1980), p. 738.
- (75) *Ibid.*
- (76) Fisher: (1977), p. 884.
- (77) *Ibid.*
- (78) Fisher: (1977), pp. 896~897.
- (79) M. P. Relihan: *The Language of the English Stoner Letters, 1420~1483*, Ph D diss. to Univ. of Tennessee, University Microfilms International, Ann Arbor, Michigan, (1979), p. 288.
本稿執筆中に、N. Davis: "The Language of Two Brothers in the Fifteenth Century", *Five Hundred Years of Words and Sounds*, (1983), pp. 23~28 が刊行された。ここで Davis は大法院が標準語の成立に決定的な役割を果たしていないことを論述する。しかし Davis のこの論文によって、本稿の論旨を変更する必要は認められない。
- (80) Richardson: (1980), p. 749.

The Language of the Celys and Chancery Standard

IWAO OSHIMA

Summary: — Chancery established a standardized written dialect about 1430, and spread it throughout England by 1460. In the absence of any other standard model for writing in the vernacular, Chancery Standard was accepted as an everyday language among the literati.

The Cely Letters begin in 1472 and end in 1488. The Celys were wool merchants in London, whose interests were mostly in city affairs and in their business. Needless to say, they could write and read fairly well, though they are said to have been “less sophisticated than the Pastons”.

How Chancery Standard might influence private business correspondence can be seen easily if we arrange the documents in chronological order and examine the process by which certain regional forms are being driven out by the standard forms. So far as the Cely Letters are concerned, the result of a close examination of the spellings suggests that the situation is not so simple as may be expected.

Firstly, inconsistency is seen in the spelling system of the Cely family. It is characterized by mixtures of various regional spellings, among which the ones current in London English must have been included in part. Secondly, the Celys left a small number of letters in a short period. Much more would be desirable to examine the influence of Chancery Standard on the Cely papers, because standardization takes a long time to complete. Thirdly, the influence is hard to ascertain at first sight, even if the spelling might resemble that of Chancery, because there are some occasions where we are in doubt as to whether it was adopted from Chancery Standard, or as to whether it was an original one of the Celys'. This comes from the fact that Chancery Standard was developed “by imitating the written official language of the Londoners and by substituting a few of its usages to suit its own preference”, in the process of which forms and spellings were adopted from some dialects.

Now, the linguistic development seen in John Paston II will be a helpful clue to the problem. A few of the Chancery spellings are seen in his 86 letters left between 1452 and 1496; but some of his spellings are provincial (mixtures of East-Anglian spellings), and others resemble those of the Signet Office. This is because the language of the Signet Office was "a model worthy of imitation", and more important to him than Chancery Standard, as he was a courtier all through his life. He did not necessarily write by means of Chancery Standard, which had been accomplished as "a writing model for lawyers", in order to write his own private letters. He kept some of his old spellings if they were permitted among courtiers. This is why more non-Chancery spellings are found in the letters of John II than those of John III who was a successful lawyer and councillor.

The Celys were wool merchants rather than courtiers, but their case is similar to John II's. It is true that the Celys used a few of the Chancery spellings in their letters, but the movement towards standardization is not so remarkable as may be expected. Their language is said to be characterized by "mixtures of various spellings of various dialects". Their spellings, however, belong approximately to the language in London which might be a closer and more authoritative "standard language" to them than Chancery Standard, acquiring the position of another prominent class-dialect of the businessmen in and around the City. They wrote their business letters and their contracts in it. Here again, they were not professional scribes, and did not write pleas to the court nor petitions to Chancery. They wrote their own private business letters. Their letters would not have been nullified, even though they had written in their own language.

Chancery Standard was being spread as "a model for writing" around the Celys, as is shown in the language development observed in *A Book of London English* edited by R. W. Chambers and Marjorie Daunt, but it might be counted as one of the dialects by the Celys, who had learned "various local dialects as the result of various influences to which they had been exposed early in life". Thus the influence of Chancery Standard upon the spelling system of the Celys must be said to be very slight, so far as we know it in their private letters. Chancer-

y Standard, which had been developed as a standard language for lawyers, appears to have been still unfamiliar even to “the literati in and around the City” in 1480s.